

### ⑤教育情報費用繰越金（法定繰越金）について

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の**20分の1以上**を翌事業年度に繰り越さなければなりません。なお、企業組合、商工組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

## 3. 定款変更の認可申請

事業の追加、役員定数の変更など通常総会において定款変更が議決された場合は定款変更認可申請書を作成し、中央会を経由して所管行政庁へ提出し、認可を受けることが必要です。内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、議案として総会に提出する前に中央会にご相談下さい。総会決議後に問題が生じ、認可申請提出が出来ないケースもあります。

## 4. 登記申請

登記は、権利に関する一定の事項を公簿に記載し、これを社会一般に公示することであり、取引関係に入る第三者に対して権利または法律関係の内容を明らかにし不測の損害をこうむることのないように、取引の安全を図ることを目的としています。

定款変更のうち法に規定する登記事項については、行政庁からの認可書到達の日から2週間以内に、山形地方法務局に登記の申請をしなければなりません。

登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

### 〈法に規定する登記事項〉

#### ①代表理事変更

総会で役員の実選があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場合でも、登記申請はしなければなりません。また、代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と同時に提出して下さい。

#### ②名称、地区、公告の方法の変更

行政庁からの認可書到達から2週間以内に登記しなければなりません。なお、名称の登記を申請する場合は、類似の名称が、同一市町村において、すでに投棄されている場合、または、法令によって使用禁止されている場合は、登記できないので注意して下さい。

#### ③事業の変更

事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

#### ④出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後に4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。添付書類として「監事の証明書」が必要です。

#### ⑤事務所移転

主たる事務所を同一市町村内に移転したときは、現実に移転した日から2週間以内に登記しなければなりません。また、同一市町村外に移転する場合は、定款変更を行い、行政庁からの定款認可書到達から、2週間以内に登記しなければなりません。

#### 【登記に関する問合せ先】

〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎 山形地方法務局  
TEL.023-625-1321（代表）